

令和元年12月

伊那市議会定例会議案
関係資料

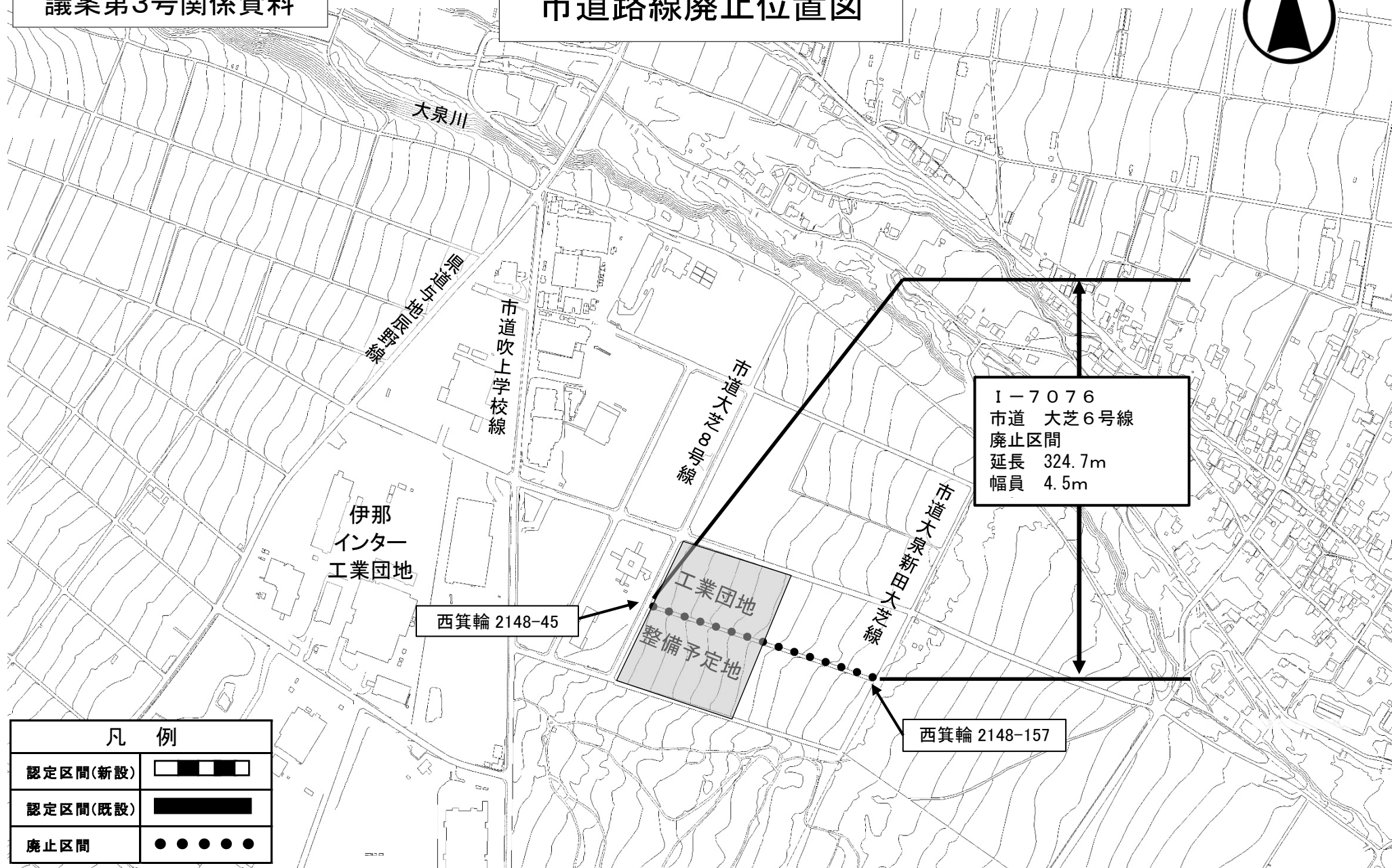
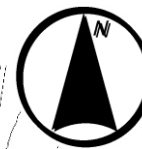
令和元年11月25日

令和元年12月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第3号関係資料	市道路線廃止位置図……………	4
議案第4号関係資料(1)	伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例概要……………	5
議案第4号関係資料(2)	伊那市職員定数条例新旧対照表……………	7
議案第4号関係資料(3)	伊那市職員の分限に関する条例新旧対照表……………	8
議案第4号関係資料(4)	伊那市職員の懲戒に関する条例新旧対照表……………	9
議案第4号関係資料(5)	伊那市職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表……………	10
議案第4号関係資料(6)	伊那市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表……………	11
議案第4号関係資料(7)	伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表……………	12
議案第4号関係資料(8)	伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表……………	13
議案第4号関係資料(9)	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表……………	14
議案第4号関係資料(10)	伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表……………	15
議案第4号関係資料(11)	伊那市職員の旅費等に関する条例新旧対照表……………	16
議案第4号関係資料(12)	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表……………	17
議案第4号関係資料(13)	伊那市公民館条例新旧対照表……………	18
議案第4号関係資料(14)	伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表……………	19
議案第4号関係資料(15)	伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例新旧対照表……………	20
議案第5号関係資料(1)	沢渡駅待合施設平面図……………	21
議案第5号関係資料(2)	沢渡駅待合施設完成予定図……………	22
議案第6号関係資料	伊那市キャンプ場条例新旧対照表……………	23
議案第8号関係資料	高遠城址公園使用料徴収条例新旧対照表……………	24

議案第 9 号關係資料(1)	伊那市美術館条例新旧对照表	25
議案第 9 号關係資料(2)	伊那市歴史博物館条例新旧对照表	26
議案第 9 号關係資料(3)	伊那市民俗資料館条例新旧对照表	27

市道路線廃止位置図



凡 例	
認定区間(新設)	▬▬▬▬▬
認定区間(既設)	▬▬▬▬▬
廃止区間	●●●●●

議案第4号関係資料(1)

伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例概要

現行

地方公務員法及び地方自治法の一部改正

伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例・規則
 伊那市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則
 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例 改正

制定

令和2年4月1日以降

嘱託職員 約120人
 <嘱託職員取扱規程>
 3職種（保育士、給食技師、
 図書館専門員）

非常勤職員 約700人
日々雇用 約200人
 <伊那市臨時職員及び非常勤
 職員の任用等に関する規程>

特別職非常勤職員
 <伊那市特別職の職員の給与等
 に関する条例>
 執行機関の附属機関である委員、
 消防団員、選挙長など

採用試験

新地方公務員法第3条
 に該当しない職
 （公民館長、
 社会教育指導員）

パートタイム会計年度任用職員Ⅰ種

- ▶ 特に高度な専門的知識と経験を有し、指導的役割等の職責を担うもので、Ⅱ種職員から採用試験により選考される。8職種（保育士、給食技師、図書館専門員、学芸員、栄養士、消費生活相談員、主任介護支援専門員、臨床心理士）
 給与及び費用弁償に関する規則
- ▶ 月額支給、期末手当2.6月支給
 給与及び費用弁償に関する条例第19条、第25条
 常勤職員の例により、特殊勤務報酬・時間外勤務報酬・休日勤務報酬・夜間勤務報酬を支給
 給与及び費用弁償に関する条例第21条～第24条
 通勤に係る費用は、費用弁償として支給
 給与及び費用弁償に関する条例第28条
- ▶ 暦日勤務（ただし、勤務日が18日未満の勤務月を1月設ける）
 勤務時間及び休暇等に関する規則

パートタイム会計年度任用職員Ⅱ種

- ▶ Ⅰ種以外のすべての非常勤職員で、原則公募により採用する。
- ▶ 時間給、期末手当2.3月支給（ただし、短時間勤務者は対象外）
 給与及び費用弁償に関する条例第19条、第25条
 常勤職員の例により、特殊勤務報酬・時間外勤務報酬・休日勤務報酬・夜間勤務報酬を支給
 給与及び費用弁償に関する条例第21条～第24条
 通勤に係る費用は、費用弁償として支給
 給与及び費用弁償に関する条例第28条
- ▶ 1日の勤務時間は原則7.5時間以下とし、業務量により職場ごと設定する。
 勤務時間及び休暇等に関する規則

特別職非常勤職員

地方公務員法第3条に該当する職に限定する。 特別職の職員の給与等に関する条例第9条

▶ 会計年度任用職員の休暇制度（Ⅰ種、Ⅱ種共通）

国の非常勤職員の制度に準じるが、妊娠、出産、育児に係る休暇は国の制度より厚遇する。（網掛け部分）

勤務時間及び休暇等に関する規則

有給の休暇

休暇の種類	事由	期間など
年次休暇		勤務時間に応じて10日以内
特別休暇	証人等	必要と認められる期間
	選挙	必要と認められる期間
	住居滅失	7日の範囲内
	通勤、退勤困難	必要と認められる期間
	忌引	親族別に定める日数
	休憩補食	必要な時間
	妊産疾病	必要と認められる期間
	妊婦健診	必要と認める時間
	子の看護(小学校3年修了前まで)	1年につき5日
	結婚休暇	5日の範囲内
夏季休暇	7月から9月の期間に3日	

無給の休暇

休暇の種類	事由	期間など
療養休暇	負傷又は疾病	勤務時間に応じて10日以内 ただし学校感染症の場合は職務専念義務免除
	生理休暇	必要と認める期間
	労働災害	必要と認める期間
特別休暇	産前休暇	出産の日までの6週間以内
	産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
	育児時間(保育時間)	1日2回30分以内
	短期の介護	1年に月5日
	ドナー休暇	必要と認められる期間
	妊娠中の通勤緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲
介護休暇		通算93日以内
介護時間		1日2時間まで
育児休業		子が1歳に達する日まで

議案第4号関係資料(2)

伊那市職員定数条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法に規定する一般職の地方公務員であって次条の表の区分欄に掲げるもの（<u>臨時的任用又は非常勤</u>の職員を除く。以下同じ。）をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法に規定する一般職の地方公務員であって次条の表の区分欄に掲げるもの（非常勤の職員を除く。以下同じ。）をいう。</p>

議案第4号関係資料(3)

伊那市職員の分限に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(休職の効果)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じて、第2条に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合については<u>任命権者が定める。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じて、第2条に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、<u>任命権者が定める。</u></p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>

議案第4号関係資料(4)

伊那市職員の懲戒に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間給料月額の10分の1以下に相当する額を給与から減じるものとする。</p>	<p>(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間給料月額(法第22条の2第1項第1号に規定する職員で伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年伊那市条例第 号)第2条に規定する報酬が支給される者にあつては、その報酬)の10分の1以下に相当する額を給与から減じるものとする。</p>

議案第4号関係資料(5)

伊那市職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(宣誓の免除) 第4条 前条の規定にかかわらず、緊急の業務のため期間を限って臨時に採用される職員については、宣誓をしないで、職務に従事させることができる。</p>	<p>(宣誓の免除) 第4条 前条の規定にかかわらず、緊急の業務のため期間を限って臨時に採用される職員 <u>(法第22条の3に規定する職員を除く。)</u> については、宣誓をしないで、職務に従事させることができる。</p>

議案第4号関係資料(6)

伊那市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条第1項</u>に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員(市長が規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(市長が規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2)～(3) 略</p>

議案第4号関係資料(7)

伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(市長が規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(市長が規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(市長が規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)～(5) 略</p>	<p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(市長が規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)～(5) 略</p>

議案第4号関係資料(8)

伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第51条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第51条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員を除く。)</u>のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員 <u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員を除く。)</u>が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p>

議案第4号関係資料(9)

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表第3 (第9条、第11条関係)					別表第3 (第9条、第11条関係)				
職名		報酬			職名		報酬		
		年額	月額	日額			年額	月額	日額
略					略				
公民館長	伊那、高遠町及び 長谷公民館長		<u>208,200円</u>		公民館長				
	伊那、高遠町及び 長谷公民館以外の 公民館長		<u>124,700円</u>						
公民館運営審 議会委員				5,000円	公民館運営審 議会委員				5,000円
略					略				
備考 略					備考 略				

議案第4号関係資料(10)

伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p><u>(非常勤職員の報酬)</u> <u>第66条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>については、<u>常勤職員との権衡を考慮して予算の範囲内で報酬を支給する。</u></p>	<p><u>第66条 削除</u></p>
	<p><u>(会計年度任用職員の給与)</u> <u>第66条の2 会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。</u></p>

議案第4号関係資料(11)

伊那市職員の旅費等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 出張 職員等が公務（地方公務員法第3条第3項中第1号から第3号までに規定する特別職の職員については、関係法令又は条例規則に基づいて招集される会議等に参加した場合を含む。）のため一時その在勤事務所又は住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 出張 職員等が公務（地方公務員法第3条第3項中第1号から第3号の2までに規定する特別職の職員については、関係法令又は条例規則に基づいて招集される会議等に参加した場合を含む。）のため一時その在勤事務所又は住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>

議案第4号関係資料(12)

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例に基づく勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が、18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により、勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例に基づく勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が、18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により、勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。<u>ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、この限りでない。</u></p>

議案第4号関係資料(13)

伊那市公民館条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(職員)</p> <p>第3条 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。</p> <p><u>2 館長の任期は、2年とする。ただし、再任されること</u>ができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。</p>

議案第4号関係資料(14)

伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2)～(11) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2)～(11) 略</p>

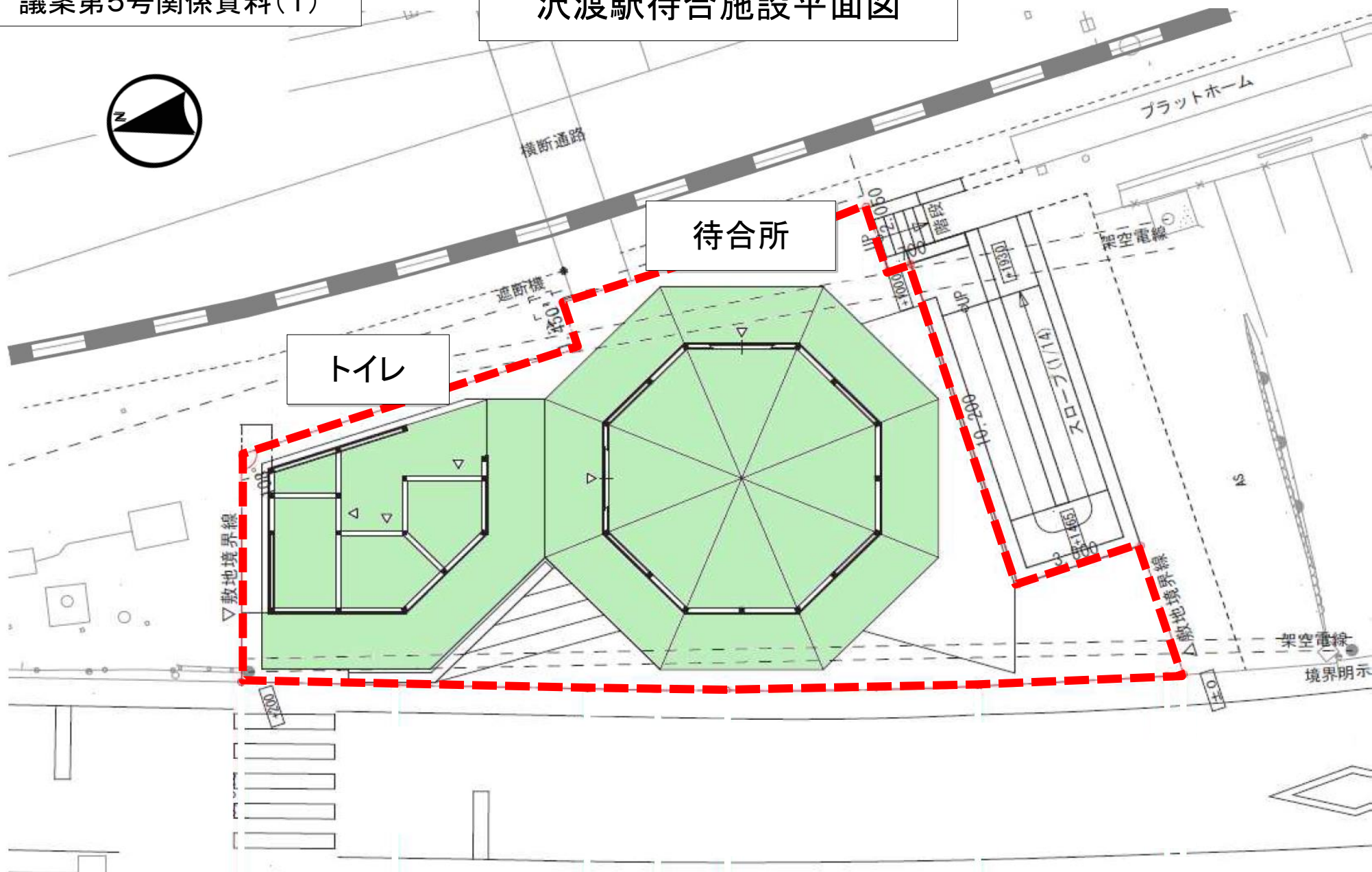
議案第4号関係資料(15)

伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(任命等) 第3条 略 2 前項第1号及び第3号に掲げる実施隊員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第3条第3項</u>に規定する特別職の職員で非常勤とする。</p>	<p>(任命等) 第3条 略 2 前項第1号及び第3号に掲げる実施隊員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第3条第3項3号</u>に規定する特別職の職員で非常勤とする。</p>

沢渡駅待合施設平面図





議案第6号関係資料

伊那市キャンプ場条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表（第9条関係） （1）小黒川溪谷キャンプ場利用料金				別表（第9条関係） （1）小黒川溪谷キャンプ場利用料金			
区分	単位		利用料金	区分	単位		利用料金
キャビン	宿泊使用	1棟（8人用）	<u>12,400円</u>	キャビン	宿泊使用	1棟（8人用）	<u>12,900円</u>
	日帰り使用	1棟（8人用）1時間	1,600円		日帰り使用	1棟（8人用）1時間	1,600円
	環境保全費	1人1回	200円		環境保全費	1人1回	200円
オートキャンプサイト	宿泊使用	1サイト	<u>3,100円</u>	オートキャンプサイト	宿泊使用	1サイト	<u>3,200円</u>
	日帰り使用	1サイト1時間	300円		日帰り使用	1サイト1時間	300円
	環境保全費	1人1回	200円		環境保全費	1人1回	200円
テントサイト	宿泊使用	1サイト	1,050円	テントサイト	宿泊使用	1サイト	1,050円
	日帰り使用	1サイト	<u>750円</u>		日帰り使用	1サイト	<u>780円</u>
	環境保全費	1人1回	200円		環境保全費	1人1回	200円
略				略			
(2)～(3) 略				(2)～(3) 略			
備考				備考			
1 略				1 略			
2 宿泊使用の時間を超えて使用する場合は、1時間につき、キャビン1,600円、オートキャンプサイト300円、テントサイト150円を加算する。ただし、連泊して使用する場合は、この限りでない。				2 宿泊使用の時間を超えて使用する場合は、1時間につき、キャビン1,600円、オートキャンプサイト300円、テントサイト150円、 <u>ペットサイト400円</u> を加算する。ただし、連泊して使用する場合は、この限りでない。			
3～6 略				3～6 略			

議案第8号関係資料

高遠城址公園使用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表第3 (第5条関係) 1 高遠城址公園駐車場使用料					別表第3 (第5条関係) 1 高遠城址公園駐車場使用料				
区分		単位		金額	区分		単位		金額
大型バス		1日当たり1回につき		3,000円	大型バス		1日当たり1回につき		4,000円
中型バス					中型バス				
略				略	略				略
普通自動車				700円	普通自動車				1,000円
略				略	略				略
2～3 略					2～3 略				
別表第4 (第6条関係) 高遠城址公園入園料					別表第4 (第6条関係) 高遠城址公園入園料				
対象区域及び施設	種別	区分	単位	金額	対象区域及び施設	種別	区分	単位	金額
有料公園 (三ノ丸及び西駐車場を除く。) 及び進徳館	略		略	略	有料公園 (三ノ丸及び西駐車場を除く。) 及び進徳館	略		略	略
	団体 (30人以上)	一般		400円		団体 (20人以上)	一般		400円
		略		略			略		略
備考 略					備考 略				

議案第9号関係資料(1)

伊那市美術館条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																																				
<p>(遵守事項)</p> <p>第9条 美術館の観覧者及び使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 展示施設、展示資料等を<u>き</u>損し、又は汚損しないこと。</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>第9条 美術館の観覧者及び使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 展示施設、展示資料等を<u>毀</u>損し、又は汚損しないこと。</p> <p>(2)～(3) 略</p>																																																				
<p>別表(第5条、第7条関係)</p> <p>(1) 入館料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体(30人以上)</td> <td>一般</td> <td rowspan="2"></td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>(2) 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロビー及び小憩ホール</td> <td>1日につき</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	種別	区分	単位	金額	略		略	略	団体(30人以上)	一般		400円	略	略	区分	単位	金額	略			ロビー及び小憩ホール	1日につき	5,000円	略			<p>別表(第5条、第7条関係)</p> <p>(1) 入館料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体(20人以上)</td> <td>一般</td> <td rowspan="2"></td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>(2) 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロビー</td> <td>1日につき</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	種別	区分	単位	金額	略		略	略	団体(20人以上)	一般		400円	略	略	区分	単位	金額	略			ロビー	1日につき	5,000円	略		
種別	区分	単位	金額																																																		
略		略	略																																																		
団体(30人以上)	一般		400円																																																		
	略		略																																																		
区分	単位	金額																																																			
略																																																					
ロビー及び小憩ホール	1日につき	5,000円																																																			
略																																																					
種別	区分	単位	金額																																																		
略		略	略																																																		
団体(20人以上)	一般		400円																																																		
	略		略																																																		
区分	単位	金額																																																			
略																																																					
ロビー	1日につき	5,000円																																																			
略																																																					

議案第9号関係資料(2)

伊那市歴史博物館条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表（第5条、第6条関係）				別表（第5条、第6条関係）			
(1) 入館料				(1) 入館料			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
略		略	略	略		略	略
団体（ <u>30人以上</u> ）	一般		300円	団体（ <u>20人以上</u> ）	一般		300円
	略		略		略		
備考 略				備考 略			
(2) 使用料				(2) 使用料			
種別	区分	半日（4時間以内）	1日（8時間以内）	種別	区分	半日（4時間以内）	1日（8時間以内）
研修室		1,500円	3,000円				
交流室		2,000円	4,000円	交流室		2,000円	4,000円
略				略			
(3) 冷房・暖房料				(3) 冷房・暖房料			
種別	区分	半日（4時間以内）	1日（8時間以内）	種別	区分	半日（4時間以内）	1日（8時間以内）
研修室、交流室及び体験室		300円	600円	交流室及び体験室		300円	600円

議案第9号関係資料(3)

伊那市民俗資料館条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表(第6条関係)					別表(第6条関係)				
入館料の範囲	種別	区分	単位	金額	入館料の範囲	種別	区分	単位	金額
旧池上家	略		略	略	旧池上家	略		略	略
旧馬島家	団体(30人以上)	一般		150円	旧馬島家	団体(20人以上)	一般		150円
高遠なつかし館		略		略	高遠なつかし館		略		
備考 略					備考 略				